

特別障がい者手当について

内容 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に支給されます。

※ 手当受給者が入院又は各種福祉施設に入所している場合は、手当の支給ができない場合があります。

障がい程度 特別障がい者手当に該当するおおよその障がい程度は次のとおりです。

- (1) 別表の1～7までの障がいを2つ以上有しているもの
- (2) 別表の1～7までの障がいを1つ有し、かつ身体障がい者手帳3級相当（IQ35以下程度の知的障がいを含む）の障がいを2つ有しているもの
- (3) 両上肢、両下肢、体幹のいずれかの障がいがあり、かつ、常時特別の介護を要するもの
- (4) 内臓機能等に重度の障がいがあり、かつ、絶対安静を要するもの
- (5) 精神状態に障がいがあり、かつ、常時特別の介護を要するもの

【別表】

1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの。又は、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの。若しくは、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの。
2. 両耳の聴力レベルが100デジベル以上のもの
3. 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
4. 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
5. 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期に安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※ 4（両下肢機能障がい）と5（体幹機能障がい）の重複については、上記（1）での認定はできません。

支給額 月額28,840円の手当を2・5・8・11月に前月3ヶ月分をまとめて支給します。

必要なもの

- ・ 特別障害者手当認定請求書
- ・ 特別障害者手当所得状況届
- ・ 特別障害者手当認定診断書
- ・ 同意書
- ・ マイナンバーに係る確認書類（本人、配偶者及び扶養義務者のもの）
- ・ 年金等の証書の写し及び振込通知書の写し（障がい年金や遺族年金等の非課税年金を受給している方のみ）
- ・ 身体障がい者手帳（持っている方のみ）
- ・ 預金通帳（本人名義のもの）

その他

- ・ 提出された診断書により審査を行います。基準に該当しないときは、却下となります。
- ・ 手当受給者本人、配偶者及び扶養義務者の所得が限度額以上の場合は、支給停止となります。
- ・ 手当の支給は、申請月の翌月分から対象となります。
- ・ 支給の前月までに状況届の提出をお願いします。
- ・ 毎年8月～9月に現況届出が必要となります。

窓口 宮崎市役所 障がい福祉課 医療福祉係 TEL21-1772（課直通）fax 21-1776

佐土原・高岡・田野・清武総合支所 地域市民福祉課

特別障がい者手当を受給されている方の届出義務について

手当の受給者には次のような届出義務があります。該当する事由が生じた時は、速やかに市障がい福祉課又は各総合支所地域市民福祉課に届出を行い、必要な手続きを行ってください。届出を怠り、手当を受給し続けると、過払い分を返還していただくことになります。

1. 資格喪失届

次のような場合には届出が必要です。

- ①対象者が日本国内に住所を有しなくなったとき
- ②対象者が死亡したとき
- ③対象者が各種福祉施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに入所したとき
- ④対象者が病院、診療所及び老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて収容されたとき

2. 対象者の障がい程度の再判定について

対象者の障がいの程度に応じて、障がい程度の再判定のために診断書を提出する必要があります。

再判定が必要な方は、認定通知文書に再診断が必要であることと、その年月が記載されています。市からも該当月の1ヶ月前に再診断の案内をします。なお、期限内に提出がない場合は、その理由が正当と認められない限り、手当が支給されない場合がありますのでご注意ください。

3. 現況届等について

現況届は、毎年8月12日から9月11日までに、市障がい福祉課又は各総合支所地域市民福祉課に必ず提出してください。なお、支給停止者または所得が限度額を超過する場合であっても提出する必要があります。提出が遅れた場合、手当が支給されない場合がありますのでご注意ください。また、資格要件の確認のため、状況届についても各支給月の前月までに提出してください。

4. その他の届出

次のような場合には、速やかに届け出てください。

- ①宮崎市外へ住所を移されるとき
転入先の市町村において手続きをとっていただければ、引き続き手当を受けることができます。
- ②資格喪失となる事由が生じたとき
- ③支払金融機関振込口座を変更するとき

＜手当に関するお問い合わせ先＞

宮崎市役所 障がい福祉課

TEL : 0985-21-1772 (課直通)

FAX : 0985-21-1776